

第3部 計画の推進に向けて

- 第1章 財政見通しを踏まえた計画の推進
- 第2章 計画の進行管理と評価、見直し

第1章 財政見通しを踏まえた計画の推進

第1節 財政の見通し

平成24年8月31日に閣議決定された「中期財政フレーム(平成25年度～平成27年度)」においては、地方の安定した財政運営に必要な地方の一般財源の総額について、平成25年度から平成27年度までは平成24年度の水準を維持するとされました。

しかし、我が国の経済状況に目を向けると、未曾有の被害をもたらした東日本大震災による影響から緩やかに持ち直しているとされるものの、国や地方の財政を取り巻く環境は依然として厳しく、国の財政政策の動向による地方財政への影響も不透明な状況にあります。

そのような中でも、本村としては、基礎自治体として住民生活に最も身近な行政サービスの質を低下させることなく、経営効率化や経費削減といった改革を行いながら、円滑な行財政運営を行っていく必要があります。

このような背景を踏まえ、第5次西栗倉村総合振興計画に掲げる事業を推進するにあたり、次の前提条件により前期基本計画期間の財政見通しのシミュレーションを行いました。

〔財政シミュレーションにおける前提条件〕

歳入	地方税	H22・23の決算を踏まえ、H24以降の伸び率は-1.0%を設定
	地方譲与税	H23決算額を参考に17,500千円で据置
	交付金	H23決算額(16,305千円)で据置
	地方特例交付金	H25以降は210千円で据置
	地方交付税	普通交付税:H25はH24比-2.4%とし、以降据置 特別交付税:145,000千円で据置
	分・負担金、寄付金	H25以降は10,000千円で据置
	使用料・手数料	H25以降は26,339千円で据置
	国・県負担金	経常分:H24以降は扶助費や負担金分を除いき112,000千円で据置 臨時分:総合振興計画に掲げる事業について積上げて計上
	財産収入	H25以降は24,500千円で据置
	繰入金	H25以降は4,800千円で据置
歳出	繰越金	前年度繰越金
	地方債	起債上限は臨時財政対策債を含み250,000千円とし、年度ごとに積上げて計上
	人件費	西栗倉村行財政改革大綱を踏まえ職員定数を反映
	扶助費	H23決算を基準にH24は4.6%の伸びを想定、以降同額を据置
	公債費	発行済の地方債については、借入シミュレーションを反映し推計
	物件費	伸び率1.4%を設定
	維持補修費	伸び率2.0%を設定
	補助費等	H23決算額をベースに180,000千円で据置
	積立金	施設改修基金、インフラ基金、財政調整基金、小水力基金等の積立金を計上
	投資支出貸付金	H24のみ10,000千円を計上
繰出金	森の村振興公社への繰り出し抑制を前提に据置している。(H25=35,000千円、H26以降=10,000千円)	
普通建設事業費	起債充当事業や大規模事業は個別に積上げ、その他は近年の平均値を計上	

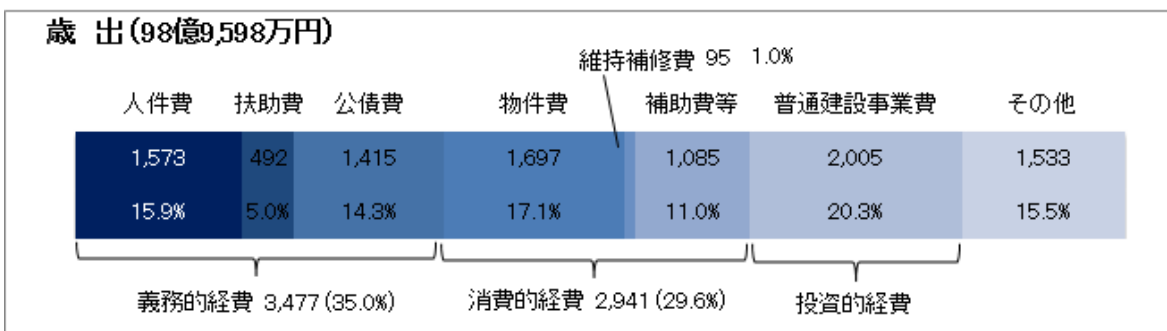
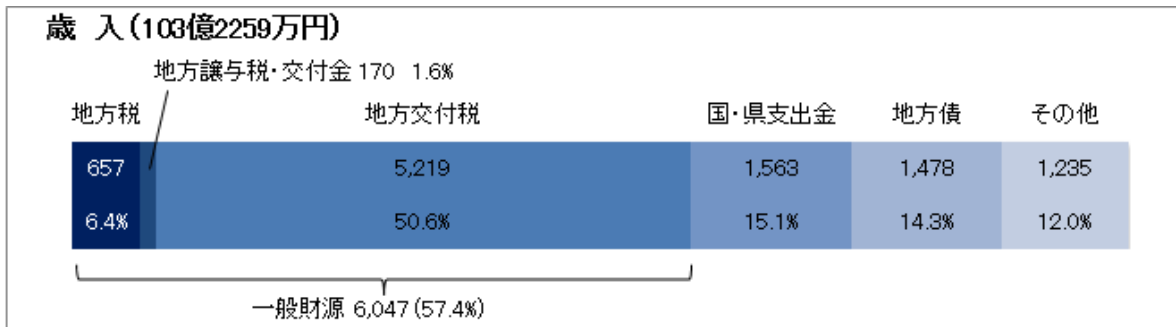
◆財政シミュレーション(平成 24～28 年度、5年間合計)

			(百万円)	
歳入	区 分		金 額	
	一般財源	地方税		657
地方譲与税・交付金			170	
地方交付税			5,219	
その他	国・県支出金		1,563	
	地方債		1,478	
	その他		1,235	
合 計			10,322	

			(百万円)	
歳出	区 分		金 額	
	義務的経費	人件費		1,573
扶助費			492	
公債費			1,415	
消費的経費	物件費		1,697	
	維持補修費		95	
	補助費等		1,085	
投資的経費	普通建設事業費		2,005	
その他	積立金		400	
	投資出資貸付金		10	
	繰出金		1,123	
合 計			9,895	

収支(歳入－歳出) 427

◆財政シミュレーションにおける歳入・歳出の内訳(平成 24～28 年度、5年間合計)



第2節 財政運営の今後の方針

第1節のシミュレーションの結果、今後は高齢化の進行に伴い医療給付費などの扶助費の増加が見込まれるものの、効率的な事業の実施や計画的な歳出の抑制等を図ることにより、平成28年度までの5年間の歳入と歳出の単純差引としては4.27億円の黒字となると見込まれます。

ただし、この見通しは現時点での施策・制度等を前提としたものであり、今後の社会経済情勢の変化や国の地方財政対策の動向等を踏まえ、適宜見直す必要があります。

1) 歳入面での取り組み

人口が少ない本村では税などの自主財源の確保には限界がありますが、子育て支援の充実や就労支援対策などにより定住化を推進し、歳入の確保を図ります。

また、鳥取自動車道の開通に伴い関西や山陰方面からのアクセスが大幅に改善されることから、豊かな地域資源を活用し、交流産業を育成することにより、農林業の付加価値向上と観光収入の増加を図り、歳入の確保に努めます。

さらに、本村は、総面積の9割以上を占める森林をはじめとする豊かな自然資源に恵まれており、再生可能エネルギーの大きなポテンシャルを有しています。今後はこうした自然資源も有効に活用しながら歳入の確保を図ることも重要であるため、平成24年7月から開始された再生可能エネルギー固定価格買取制度*を活用した新たな財源の確保にも積極的に取り組みます。

2) 歳出面での取り組み

歳出においては、高齢化の進行に伴い医療給付費などの扶助費の増加が見込まれるなか、限られた財源を有効に活用するためにも、事務事業の見直しや補助金・繰出金の見直しなどを進め、経費の縮減を図ります。

また、日常生活を支える道路や上下水道等の生活基盤施設については、ライフサイクルコスト*の観点から施設の適切な更新計画や維持・修繕計画を策定し、予防保全的な維持管理や長寿命化等に向けた取り組みを行うことにより、経費の合理化に努めます。

3) 適正な予算管理と財政方針の見直し

毎年度の事業の適正な予算管理と事業評価による進捗管理を徹底するとともに、社会経済情勢の変化や国による地方財政対策の影響などを見極めながら適宜財政見通しの再調整を行うなど、より精度の高い見通しを持ちながら健全な財政運営に努めます。

第2章 計画の進行管理と評価、見直し

第1節 計画の進行管理について

2-1 行政の推進体制

総合振興計画は、村の将来像の実現に向けて、様々な分野の多岐にわたる施策を総合的かつ体系的に位置づけたものです。したがって、本計画を実現するためには、行政内の組織の幅広い連携を図り、計画を適正に推進・管理していく必要があります。

このため、特に重点課題に係る各施策・事業については、関係各課間の連携を密にするとともに、管理職会議等を活用して分野横断的な推進体制を構築し、施策の総合的かつ効率的な展開を図ります。

また、各分野の施策・事業については、所管各課が責任を持ってその推進を図るとともに、総務企画課が中心となって各課との調整等を図りながら、計画全体の進行管理を行います。

2-2 進行管理システムの導入

(1) 進行管理システムの目的

本計画で示す村の将来像を実現するためには、各施策を着実に推進し、定期的な進行管理を行うことが重要です。

このため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルに即した施策や事業の進行管理を行い、計画の実効性を高めていきます。

PDCAサイクルによる進行管理には、次のような意義や目的があります。

①行政の生産性・効率性の確保と向上

行政が行う各施策・事業について、なるべく定量的な指標を用いて進行管理することにより、行政の生産性と効率性の確保・向上を図ります。

②目標や成果を重視した行政運営の推進

「どれだけの仕事をしたか」ではなく、「何のためにしたか」、またそれが村民に「どれだけの効果をもたらしたか」という視点に立って事業の進行管理を行い、目標や成果を重視した行政運営を推進します。

③村民への説明責任と透明性の確保

進行管理の結果を村民に対し公表することにより、個々の施策・事業の目標やその効果について村民のみなさんにも広く知っていただき、より透明性の高い行政運営を目指します。

(2) 進行管理システムの対象事業

進行管理システムにより管理していく事務事業は、総合振興計画実施計画に記載した事業のうち、施策体系上特に重要と判断される事務事業（重点事業）とします。

(3) PDCA サイクルによる進行管理システム

①PLAN (取り組みの策定)

村民のみなさんの声を反映しながら総合振興計画（基本構想）を策定するとともに、基本構想に示された基本的施策に基づき分野ごとに施策を体系的に示した基本計画及び実施計画を策定します。

また、本計画及び関連計画に基づく事業の進捗状況を踏まえながら、毎年度、財政計画を策定します。

②DO (施策・事業の実施)

行政、村民や地域、団体・企業などの各主体の連携を図りながら各施策を展開します。

③CHECK (施策・事業の点検・評価)

基本計画では、施策の推進目標を具体的に示すため、「政策目標」を設定しています。

この「政策目標」をベースに、毎年度、実施事業の進捗状況や成果・効果などを点検・評価し、特に重点事業の実施状況については広報等を通じて村民に公表します。

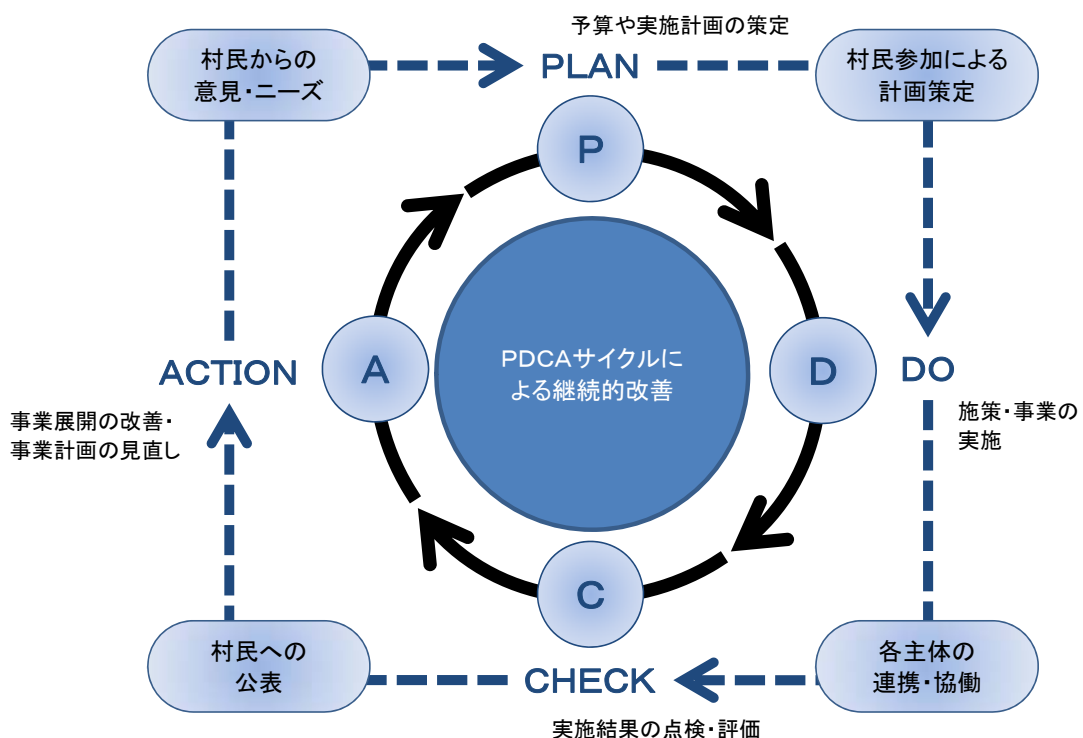
また、中間年度においては個別施策に対する進捗を点検・評価し、政策評価を行います。

④ACTION (取り組みの見直し)

点検・評価（Check）の結果を踏まえ、事業の継続、強化、縮小、廃止など、必要に応じて事業の見直しや改善を行い、次年度の事業計画（Plan）を見直します。

特に重点課題に関わる施策・事業については、政策目標の達成状況を毎年度検証した上で重点化すべき施策・事業の見直しを行い、次年度の予算編成に反映します。

なお、点検・評価に対する村民からの意見や社会経済情勢の変化などを踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。



第2節 個別の行政計画との関係について

むらづくりに関わる政策・施策分野は多岐にわたります。総合振興計画は、これらの多岐にわたる行政分野の課題を横断的・総括的に捉え、総合的な事業の推進を図るための計画であり、村の最上位計画と位置づけられます。

一方、各分野の施策を適切かつ計画的に実施するため、それぞれの分野では各種計画を策定し、事業の推進を図っていますが、本計画の示す将来像の実現に向け、各分野の具体的な取り組みが実効的に展開されるためには、各分野別計画が本計画に示された政策・施策の方向性を反映したものである必要があります。

このため、今後新たに策定又は改訂を行う分野別計画・個別計画については、本計画の内容に即して策定するとともに、策定済の計画についても本計画との整合性をチェックし、必要に応じて適宜見直し、改訂を行います。

◆主要計画一覧

計 画 名	所管課	始年	終年
西粟倉村過疎地域自立促進計画	総務企画課	22	27
財政運営適正化計画	総務企画課	21	25
公債費負担適正化計画	総務企画課	19	24
西粟倉村地域新エネルギービジョン	総務企画課	18	—
西粟倉村地域防災計画	総務企画課	24	—
美作市・西粟倉村 e-むらづくり計画	総務企画課	17	—
環境モデル都市提案書	産業観光課	24	—
森林整備事業計画	産業観光課	20	24
西粟倉村森林整備計画	産業観光課	20	30
西粟倉村森林経営計画	産業観光課	24	28
地域再生計画	建設課	24	28
西粟倉村狭あい道路拡幅整備促進計画	建設課	23	25
吉井川地域森林計画	建設課	20	29
西粟倉村鳥獣被害防止計画	産業観光課	23	25
西粟倉村農業振興地域整備計画	産業観光課	24	33
西粟倉村田園環境整備マスタープラン	建設課	15	—
西粟倉村生活排水処理基本計画	建設課	15	25
次世代育成支援地域行動計画（西粟倉村子ども計画）	保健福祉課	22	26
健康にしあわくら21計画	保健福祉課	15	24
西粟倉村特定健診等実施計画	保健福祉課	20	24
西粟倉村介護保険事業計画・西粟倉村高齢者保健福祉計画	保健福祉課	24	26
第3期障害福祉計画	保健福祉課	23	27
教育行政方針	教育委員会	23	単年